

太田市公告

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の案について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告し縦覧に供する。

令和7年5月26日

太田市長 穂積 昌信

1. 縦覧期間

令和7年5月26日から令和7年6月9日

2. 縦覧時間

太田市の休日を定める条例（平成17年太田市条例第2号）で定める市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

3. 縦覧場所

太田市新田金井町29番地
新田庁舎 農政部 農業政策課

4. 意見書の提出について

計画の（案）に対する意見については、地域計画（案）についての意見書に記載の上、太田市農業政策課に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。